

第 2 地域密着型通所介護について（報告事項）

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び関係政省令の一部改正により、小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）については、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型サービスに移行するため、報告する。

1 概要

小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保等の観点から、平成 28 年 4 月 1 日から、新たに創設される「地域密着型通所介護」に移行する。

2 移行事業所数（予定）

164 事業所（平成 28 年 3 月 1 日時点）

3 移行におけるみなし指定について

- (1) 平成 28 年 3 月 31 日までに指定を受けた千葉市内に所在する小規模な通所介護事業所は、千葉市長から地域密着型通所介護に係る指定を受けたものとみなす。
- (2) 平成 28 年 3 月 31 日において、千葉市以外の市町村の被保険者が利用している場合は、当該他の市町村からも指定を受けたものとみなされるため、4 月 1 日以降も引き続き利用することが可能である。ただし、この指定は当該利用者のみについて効果が及ぶものであり、当該利用者の利用が終了した場合は、みなし指定の効果も失効する。したがって、4 月 1 日以降に他の市町村の被保険者が、新たに利用を開始することはできない。

4 地域密着型通所介護に係る指定基準・介護報酬

(1) 指定基準

地域密着型通所介護の創設に伴い、本市では「千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉市条例 65 号）を一部改正し、新たに地域密着型通所介護に係る人員、設備及び運営に関する基準を設けることとする。

なお、本条例を改正するまでの間は、国の省令である「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）に定める指定基準が適用される。基本的にはこれまでの通所介護に係る指定基準を踏襲しているが、下記のとおり地域との連携に関する基準が新たに設けられた。

	地域との連携に関する規定		
	運営推進会議の設置 (概ね 6 月に 1 回以上)	事業運営にあたって の地域との交流	事業所と同一建物に居住する者以外へのサービス提供に関する努力義務規定
地域密着型通所介護（新設）	○	○	○
認知症対応型通所介護	○	既に規定あり	○

(2) 報酬基準

基本報酬については、平成 27 年度介護報酬改定後の小規模通所介護の報酬基準を踏襲する。また、加算・減算についても同様である。

【参考】

	3 時間以上 5 時間未満	5 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 9 時間未満
地域密着型通所介護	4 2 6 ~ 6 7 8 単位	6 4 1 ~ 1, 1 0 7 単位	7 3 5 ~ 1, 2 8 1 単位
通常規模通所介護	3 8 0 ~ 6 0 5 単位	5 7 2 ~ 9 8 8 単位	6 5 6 ~ 1, 1 4 4 単位
大規模通所介護 I	3 7 4 ~ 5 9 5 単位	5 6 2 ~ 9 7 1 単位	6 4 5 ~ 1, 1 2 5 単位
大規模通所介護 II	3 6 4 ~ 5 7 9 単位	5 4 7 ~ 9 4 6 単位	6 2 8 ~ 1, 0 9 5 単位

※1 単位：10. 6 8 円

5 今後の整備方針

市内の通所介護事業所については、平成 2 8 年 3 月 1 日時点では、2 7 6 事業所となっている。今後、どの程度の事業者が指定申請を提出するかは不明であることから、下記の方針で整備を進めることとする。

(1) 平成 2 8 年度

随時募集 (年 3 回)

(2) 平成 2 9 年度以降

域密着型通所介護の募集方法については、平成 2 8 年度の状況を考慮し、検討する。

※なお、指定に係る意見聴取については、平成 2 8 年度の募集状況等を考慮し、検討する。

【参考】



